

周防大島町離島高校生修学支援費補助金 募集要項

●周防大島町離島高校生修学支援費補助金とは

山口県内の高等学校、高等専門学校又は特別支援学校高等部（以下「高等学校等」といいます。）に在学する周防大島町笠佐島、前島、浮島及び情島（以下「大島四島」といいます。）出身の生徒の通学費等の全部又は一部を生徒の保護者に対して補助する制度です。

■申請資格

山口県内の高等学校等に在学している生徒のうち、以下のいずれかに該当する生徒の保護者で、大島四島に住所を有し、町税等を滞納していない方。

- ・大島四島に住民票を有する生徒
- ・大島四島に住民票を有するが、通学のために実際に大島四島以外の山口県内に居住する生徒
- ・通学のために四島から大島四島以外の山口県内に転出した生徒

■補助対象経費等

- ・大島四島から通学を行う生徒の場合は、定期航路に係る通学定期券購入費の全額
- ・大島四島以外から通学を行う生徒の場合は、住居費（修繕その他の住居の維持に関する経費を除きます。）
- ・生徒1人当たりの補助金額は、年額15万円が上限です。
- ・生徒の保護者が所有する持ち家等に居住し通学する生徒等の場合、居住に係る経費は1ヶ月12,500円として算定します。
- ・補助対象期間は、高等学校等の第1学年から第3学年まで在学中の3年間が上限です。

■提出書類について

周防大島町離島高校生修学支援費補助金申請書（様式第1号）に必要事項を記入の上、以下のものを添えて周防大島町政策企画課へ提出して下さい。

1. 高等学校等の発行する在学証明書
2. 大島四島から通学を行う生徒の場合は、定期券購入領収書の写し
3. 大島四島以外から通学を行う生徒の場合は、下宿、寮及び借家等住居に係る契約書又はこれに類するものの写しを添付した、下宿・入寮等入居証明書（様式第4号）
4. 生徒の保護者が所有する持ち家等に居住し通学する生徒の場合等、居住に係る事実を証明できないときは、自治会長等の第三者の証明する居住証明書（様式第5号）を添付しなければならない。
5. 申請者が生徒の親権を有することを証明する書類（保護者と生徒の健康保険証の写しなど）
6. その他申請に必要な書類

※上半期分を9月、下半期分を2月の2回に分けて申請してください。

※申請書を受理した後、その内容を審査し、補助金を交付する場合、交付決定通知書（様式第2号）により申請された方へ通知しますので、その後補助金請求書（様式第3号）を10月末及び3月末までに提出してください。

■申請受付

直接持参または郵送（簡易書留等）にて受付します。直接持参の場合は、周防大島町役場政策企画課へ必要書類を持参の上、記載内容の確認を受けて下さい。郵送・電子メールによる提出の場合は9月26日（水）午後5時までに必着。申請者は、内容確認のため事前にご相談下さい。

■個人情報について

申請書類から得た申請者の個人情報は、審査及び連絡など事務作業に使用します。また、法令で認める場合を除き、本人の同意なく上記の目的以外に使用することはありません。

- ◆申請に関するお問い合わせ
- ◆申請用紙の請求
- ◆申請書の受付

周防大島町役場 政策企画課

〒742-2192

周防大島町大字小松126-2

TEL 74-1007 / FAX 74-1015

E-mail : seisakukikaku@town.suo-oshima.lg.jp